

卒業の認定に関する方針

《介護福祉士学科》

学校法人 後藤学園
智泉福祉製菓専門学校

◆ディプロマポリシー

本校では以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生は卒業判定会議にて認定を受け、卒業が認定され専門士の称号が授与される。

本校は学園建学の理念（建学の精神「広く産業経済界に有為な人材を育成し、個性豊かな子弟を送り出す」、教育方針「形から心を養う実学教育」、校是「礼儀・感謝・奉仕」）を基盤に、本校での学びを通じて介護福祉士国家資格取得及び次にあげる能力等を習得することを目標とします。

- ①尊厳と自立を支えるケアを実践できる高い倫理観に基づいた豊かな人間性を養う。
- ②介護福祉士に必要な基本的かつ専門的な知識、技術を修得し複雑化、多様化、高度化した介護ニーズに対応できる実践能力を養う。
- ③介護福祉士の役割を認識し、多職種協働によるチームケアの実践ができる能力を養う。
- ④介護福祉への探究心を持ち、生涯にわたり主体的な学習を続ける能力を養う

◆卒業要件・卒業判定の手順

○科目履修の認定については、**智泉福祉製菓専門学校 学則「第5章 成績考査及び卒業」**として定めている
（成績考査）

第18条

- 2 出席時間が3分の2に満たない者については、当該科目の定期学力考査を受験できない。その場合、当該科目履修を認定しない。
- 3 実習科目の出席時間数が5分の4に満たない者については、当該科目の定期学力考査を受験できない。その場合、当該実習科目履修を認定しない。

（課程認定の認定及び卒業）

第19条

- 1 学校長は、各科目の成績評価に基づいて課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第20条

- 前条により、次に掲げる学科を修了した者には、各専門分野の専門士の称号を授与する。
- （2）介護福祉士学科を修了した者は専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号
 - （3）製菓製パン学科を修了した者は専門士（衛生専門課程）の称号

○卒業の認定基準については、**教務に関する規則「第5章 進級及び卒業の認定」**として定めている

第13条 卒業の認定

- 1 卒業の認定は、審議のうえ学校長が行う。
- 2 次の各項を全て満たしている場合は卒業を認定する。
 - （1）本校の所定の教育課程を履修し、その全科目の単位を修得していること。
 - （2）出席日数が標準出席日数を満たしていること。
 - （3）学納金が指定期日までに納入されていること。
- 3 前項のいずれかを欠く場合は、卒業判定会議で審議のうえ、学校長が卒業または原級留置等の措置決定する。

卒業の認定に関する方針

《製菓製パン学科》

学校法人 後藤学園
智泉福祉製菓専門学校

◆ディプロマポリシー

本校では以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生は卒業判定会議にて認定を受け、卒業が認定され専門士の称号が授与される。

本校は学園建学の理念（建学の精神「広く産業経済界に有為な人材を育成し、個性豊かな子弟を送り出す」、教育方針「形から心を養う実学教育」、校是「礼儀・感謝・奉仕」）を基盤に、本校での学びを通じて製菓衛生師国家資格取得及び次にあげる能力等を習得することを目標とします。

- ①社会人基礎力を有し、職業人として必要な礼儀及び規範やモラルを守ることのできる能力を養う。
- ②製菓製パンに関する知識及び専門的技術を有し新たな製品を生み出す総合的実践力を養う。
- ③製菓実習を通じて、講義で学んだ知識を生かし製菓衛生師としての基本技術、器具等の取り扱い、菓子等の製造過程全体の基本技術を修得し、職場において自分の役割を認識理解しチームワークを大切にして互いに高め支えあえる関係性を築ける能力を養う。
- ④目標に向かい粘り強く取り組む事ができ、心身ともに健康管理ができる能力を養う。

◆卒業要件・卒業判定の手順

○科目履修の認定については、**智泉福祉製菓専門学校 学則「第5章 成績考査及び卒業」**として定めている
（成績考査）

第18条

- 2 出席時間が3分の2に満たない者については、当該科目の定期学力考査を受験できない又、製菓衛生師法の法定時数を満たない者は、当該科目の定期学力考査を受験できない。いずれの場合も、当該科目履修を認定しない。
- 3 実習科目の出席時間数が5分の4に満たない者については、当該科目の定期学力考査を受験できない。その場合、当該実習科目履修を認定しない。

（課程認定の認定及び卒業）

第19条

- 1 学校長は、各科目の成績評価に基づいて課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第20条

- 前条により、次に掲げる学科を修了した者には、各専門分野の専門士の称号を授与する。
- （2）介護福祉士学科を修了した者は専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号
 - （3）製菓製パン学科を修了した者は専門士（衛生専門課程）の称号

○卒業の認定基準については、**教務に関する規則「第5章 進級及び卒業の認定」**として定めている

第13条 卒業の認定

- 1 卒業の認定は、審議のうえ学校長が行う。
- 2 次の各項を全て満たしている場合は卒業を認定する。
 - （1）本校の所定の教育課程を履修し、その全科目の単位を修得していること。
 - （2）出席日数が標準出席日数を満たしていること。
 - （3）学納金が指定期日までに納入されていること。
- 3 前項のいずれかを欠く場合は、卒業判定会議で審議のうえ、学校長が卒業または原級留置等の措置決定する。